

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤 藤和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

国、開門協議応じず

長崎地裁口頭弁論

国が意見陳述で和解拒否示す

諫干開門長崎訴訟

【長崎新聞】2月17日

漁場環境の悪化は諫早湾干拓事業が原因として、諫早市小長井町と佐賀県太良町の漁業者四十一人が国を相手に潮受け堤防排水門の常時開門などを求めた訴訟の第五



口頭弁論が十六日、長崎地裁(須田啓之裁判長)であり、国側が初めて意見陳述。原告が求める開門への和解協議について「応じる考えはなく、判決で明確に判断してほしい」と述べた。

国が意見陳述 漁業被害否定

国の指定代理人は「事業で原告に漁業被害が生じていない」と主張。「防災機能をはじめ事業の効果を享受するのは営業者のみならず諫早市民ら不特定多数」とし、「反対する一部の関係者である原告と協議することで、事業の公共性や公益性を失わしめるような和解はできない」と述べた。

農相開門談話 訴訟とは別

開門を命じた佐賀地裁判決の控訴時、当時の若林正俊農相が「環境アセスメントを行い、開門調査を含めた方策を関係者の同意を得ながら検討する」とした談話については「訴訟とは別個の行

政対応」と説明。「一部の関係者と協議することは行政施策の公平性と中立性の観点から不適切」と述べた。

国こそ公共性無視

これに対し、原告側の馬奈木昭雄弁護士は「国が公共性を一番無視している」と批判。原告側も二人が意見陳述し、常時開門でも高潮・洪水対策に支障がない点を説明し、赤潮発生によるアサリ被害も訴えた。

農水省・長崎県庁で拍手と涙 漁業者の訴え



漁業者らは、定期的に上京し農水省前で干拓による漁業被害を訴え開門を求めている。長崎県庁前でも同様の訴えを続けている。このような行動の中、農水省や長崎県庁職員に大きな変化が見られるようになった。早朝、漁業者が訴えていると職員が自らビラを受け取りにきて、中には「あなた方の主張が正しい」と拍手をしたり、漁民に握手を求め涙を流す職員もいる。漁業者は、農水省に対し、日本の農業と水産業を守る本来の役割に立ち返ってほしいと願っている。